

令和6年7月8日の閲覧等の制限申立事件の最高裁決定における深山卓也裁判官補足意見についての検討

弁護士 岡田 圭太

1 はじめに

最高裁は、令和6年7月8日に、退職慰労金等請求事件を基本事件とする、民訴法92条1項2号に基づく秘密保護のための閲覧等の制限申立て(以下「本件申立て」という。)について却下の決定を下している。安易に閲覧等の制限を申し立ててきた現状を戒める深山卓也裁判官の補足意見が付されており、今後は同補足意見の意図を汲み閲覧等の制限の申立てが謙抑的になるものと推測される。

2 最決令和6年7月8日深山卓也裁判官補足意見

(1) 事案の概要

本件の基本事件では、上告人会社の代表取締役であった被上告人が、被上告人の退職慰労金の決定内容をめぐって、上告人及び上告人会社に対して損害賠償を求めている。上告人会社(申立人)は、基本事件の上告受理申立て理由補充書の一部の記載(以下「本件記載部分」という。)について民訴法92条1項1号に基づいて閲覧等の制限を申立て、本件記載部分は不正競争防止法2条6項に規定する営業秘密に該当するものであり、これが「訴訟記録の閲覧等によって外部に知られるところとなると、競合他社によって容易に申立人の事業情報等が利用され、申立人の業界内における地位は相対的に低下するおそれがあり、その場合の申立人の将来にわたる営業上の損失ははかりしれないものとなる。」ことを理由として、閲覧等の制限の必要性があると主張した。本件記載部分は、基本事件において申立人から証拠提出された書証の引用部分であり、その内容は、同書証に①基本事件の被上告人が代表取締役在任中にした行為の悪質性、②同行為が申立人に与えた損害の重大性、及び③同行為の存在を理由とする退職慰労金不支給決定の正当性について記載がある旨を述べるものであった。

(2) 補足意見の要旨

最高裁第一小法廷は裁判官全員一致の判断で本件申立てを却下したが、深山裁判官は要旨次のとおり

の補足意見を付した。

民事訴訟法92条が規定する秘密保護のための閲覧等の制限の制度が憲法上の裁判の公開原則(憲法82条)をより徹底する趣旨から設けられた訴訟記録の公開制度(民事訴訟法91条)の重大な例外であることから、保護されるべき秘密を必要最小限のものに限定した民事訴訟法92条1項2号の趣旨に照らすと、訴訟記録中の一部分が同号の営業秘密に該当するとして閲覧等の制限の申立てがされた場合には、裁判所は、申立てに係る部分が同号の営業秘密に該当すること、すなわち、①秘密として管理されていること(秘密管理性)、②生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること(有用性)、及び③公然と知られていないものであること(非公然性)の三要件を具備していることの疎明があるか否かを慎重に検討する必要がある。

本件記載部分は、その内容自体から有用性の要件を具備していないことが明らかである上、申立人は、本件記載部分が上記三要件を具備していることの根拠となる具体的な事情を主張しておらず、何らの疎明資料も提出していない。

3 制度の概要と同補足意見のポイント

(1) 制度の概要

訴訟記録は、民訴法91条の定める公開原則の下で、誰でも閲覧することができるが、訴訟記録中に法的保護に値する秘密が記載されているときには、訴訟当事者以外の者による訴訟記録の閲覧を通じてその秘密が漏洩するおそれがある。旧法下においては、民訴法92条が定めるような秘密保護のために訴訟記録の閲覧等を制限する規定がなかった。そのため、営業の秘密を侵害された者が、損害賠償や使用差し止めを求めて訴訟提起する場合、侵害の事実を特定して主張・立証するために営業秘密の内容を明らかにする必要があるのであれば、訴訟記録の閲覧を通じてその秘密が漏洩する危険を覚悟の上で主張・立証をしなければならない。特に営業秘密については、その非公知性が法的保護要件の一つである(改正前不正競争防止法2条4項、現不正競争防止法2条6項)ところ、その内容が、訴訟記録の閲覧を通じて第三者に知られば、非公知性の事実自体が失われて営業の秘密の要件を満たさなくなるという矛盾すらあった¹。

上述のような問題に対して手当てをしたのが平成8年改正で新設された民訴法92条の定める訴訟記録

等閲覧等の制限制度である。

(2) 民訴法92条1項2号の内容

民訴法92条1項2号による保護の対象となるのは、改正前不正競争防止法2条4項に規定する営業秘密、すなわち、「秘密として管理されている生産方法、販売方法そのほか事業活動に有用な技術又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」である。

営業秘密の例としては、製品の設計図や製法、工程、製品の原価等のデータ、顧客名簿、販売マニュアル等がある。なお、当事者が「保有する」とは、正当な権原に基づいて取得して保持しているとの意味であり、当該営業秘密を自ら開発・創出した場合のほか、ライセンス契約等に基づいて開示されて取得した場合も含む²。

(3) 補足意見のポイント

本件補足意見は、民訴法92条1項2号の趣旨から、申立てに係わる部分が、同号の要件を具備しているかの疎明がなされているかについて、慎重に検討すべきであるとしており、疎明資料提出の重要性が説かれている。

4 おわりに

本件補足意見は、「近年、民事訴訟法92条1項2号による訴訟記録の閲覧等の制限の申立てにおいて、申立てに係る部分が営業秘密に該当することの疎明が十分にされていない事案が少なからず見受けられることに鑑み、本件申立てが却下を免れない所以を補足した次第である。」と締められている。本件補足意見により、秘密保護のための訴訟記録の閲覧等の制限の申立に際しては、十分な疎明資料の提出が求められる一方で、どのような資料が充分性を満たすかについては今後の裁判例の集積を待つ必要があるものとする。

1 三宅省三ほか『注解民事訴訟法Ⅱ』261頁、262頁(青森書院 2000年)
2 森脇純夫『秘密保護のための訴訟記録の閲覧等の制限』三宅省三ほか編『新民事訴訟法体系(1)』261頁(青森書院 1997年)